

亀山市空き家情報登録制度「空き家情報バンク制度」

の概要

1. 空き家情報バンク制度の目的

亀山市内の空き家の有効活用を通じて、市内への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に市が「空き家情報バンク」を設置し、空き家情報の収集と提供を行うものです。

2. 空き家情報バンク制度

市内の空き家のうち賃貸又は売却を希望する所有者から、物件の情報提供を求め、市の「空き家情報バンク」に登録し、市のHPを通じて希望者に情報を提供していくものです。

3. 空き家情報バンク利用要件

- ① 亀山市へ移住し定住を希望する方
- ② 亀山市の地域自治等に深い理解と関心を持ち、地域住民と協調して生活することが可能な方

4. 情報提供・利用登録

空き家情報バンクに登録された空き家の情報の一部を、市HPや窓口から提供します。

詳細な情報や具体的な交渉を希望する方には、利用登録申込みを市に提出してもらいます。

3の要件を満たし、適当と認めた方を空き家情報バンクに利用登録し、希望する物件の詳細情報を提供します。

5. 空き家情報バンク契約方法

市は空き家情報バンクを通じて、情報の収集と提供までを行います。

市は所有者と希望者との交渉や契約については直接関与しません。

空き家所有者には、「空き家情報バンク」登録時に、「直接契約」か「間接契約」のいずれかの契約方法を選択してもらいます。

直接契約を選択した場合は、所有者と希望者で直接交渉し契約してもらいます。

間接契約を選択した場合は、市と協定を結んだ6に記載の団体が仲介を行います。

6. (公社) 三重県宅地建物取引業協会

(公社) 全日本不動産協会三重県本部 が行う業務

間接契約を希望する空き家の所有者と利用希望者間の仲介